

平成27年度事業計画書

基本方針

本協会の財政状況は、長年に亘る超低金利の影響を受け厳しい状態が続いており、平成26年末の宮城県公社等外郭団体経営評価委員会による調査審議の結果においても、速やかなる改善を求められるに至ったため、平成27年度は単なる「節減」ではなくスクラップや刊行物のペーパーレス化など具体的な業務改善に取り組むこととする。

始めに、宮城県が平成26年度から平成30年度までの5年間の計画期間と定めた「第二期宮城県多文化共生社会推進計画」における中核的実働組織として位置付けられた本協会の役割と責任をもって全うすべく、変化著しい定住外国人の実態をきめ細かく精査し、今後とも重要かつ先進的な取り組みを恙なく推進するものである。

事業の実施に当たっては、平成26年度に宮城県国際経済・交流課と共に実施した仙台市を除く全市町村の多文化共生に向けた取り組みの実態把握を参考に推進することとする。これは、市町村巡回訪問という形式を取り、訪問先の市町村では「国際担当課」のみならず「住民課」、「保健福祉課」、「教育委員会」、加えて「地域の日本語教室ボランティア」といったさまざまな立場の方に一堂に会していただき複眼的情報共有を図ることで、参加者全員がその地域の多文化化の状況を立体的に把握することができたものである。収集した情報は想定以上の果実となり、今後、宮城県が目指す多文化共生社会推進は机上の計画に沿って画一的に推し進めることなく、地域状況に丁寧に配慮したものとしなければならないという重要な標を得た。

次に事業への具体的な取り組みとしては、東日本大震災から既に4年が経ち、震災を経験していない留学生や技能実習生といった滞在期間限定型の外国人の割合も高くなりつつあることから、外国人対象の防災・減災研修を遺漏なく継続してゆくために、地域の日本語教室を始め、さまざまな機会において活用できる研修プログラムを作成し提供することとする。

また、本県の定住外国人のなかでも一番高い比率を占める国際結婚移住者については、家族の介護を担う世代の只中にあり、また近い将来、この国で介護される住民でもあることから、新年度は、全国に先駆け（一財）自治体国際化協会の「平成27年度多文化共生のまちづくり促進事業助成金」を活用した、外国人対象の「日本の介護制度とその現状」を学ぶ連続型研修会を実施する。この研修会では、既に医療・介護の現場で活躍している外国人県民も多いことから、これら人材を講師として登用することで外国人相互による学び合いの場とする。

平成26年度に実施した臨床心理士との協働プログラム「外国人のためのストレスケア教室」同様、先進的かつ試行的な取り組みは、単年度事業を対象に交付される助成金を効果的に活用し、その年度だけで収斂させることなく、また他県でも応用してもらえるよう実施の段階から他の地域国際化協会にも視察を働きかけるなど、本県にとどまらず常に裾野を広げることを意図しながら企画運営する。

一方、本協会設立以来、仕様を変えつつも継続してきた留学生と県民家庭を繋ぐ留学生交流促進事業「MIA Friendship Family Program」については、国際交流ボランティアグループが主体的に取り組むことができる交流事業と見做し、当協会の関与は主催から側面支援に変えることとし事業費の削減を図った。

また、機関紙のように幅広い世代、各層の県民の目に触れることを目的として発行する情報誌を除き、紙媒体の情報ツールは基本的に Web 上での発信とし、印刷経費の節減を図ることとした。具体的には、隔月多言語生活情報誌「KAWARABAN」、多言語生活ガイドブック、みやぎの国際活動団体 DIRECTORY をその対象とした。

以上、厳しい経営評価に真摯に対応すべく一層の業務改善に努めつつ、一方で複雑・多様化する地域の現状に即し先進性のある取り組みで活力ある地域づくりに貢献することを基本方針とするものである。

事業計画

I 国際交流・国際協力事業

1 国際交流に関する啓発及び普及事業

(1) 機関紙編集発行事業

県内国際活動団体からの情報発信をサポートすることに重点を置いた編集とし、同時に賛助会員サービスツールとしての質向上を目指した機関紙「みやぎの国際情報誌 倶楽部M I A」を発行する。

発行回数 年6回 発行部数 3,200部

(2) 協会活動広報事業

・協会事業への理解を深めてもらうため、協会概要を発行する。

発行部数 200部

・ホームページ、Facebook、E-mail による情報収集・提供を実施するほか、国際交流・協力団体、及び県民からの要望や意見聴取等を実施する。

・当協会事業についてより興味・関心を持ってもらうため、ブログによる情報発信をする。

(3) 国際理解教育支援事業

次代を担う児童生徒及び社会人等を対象とした国際理解教育を支援するため、教育現場等へ外国人講師の派遣を行う。また、登録している外国人講師相互の異文化理解を図りながら、プレゼンテーションスキルの向上を目指す懇話会を開催する。

2 連絡調整事業

(1) 各種連絡会議の開催等

県内国際交流民間団体及び県内市町村国際交流協会間の連絡提携の強化を図るため、宮城県国際交流推進連絡会議を開催する。特に、多文化共生推進に関わるテーマで開催するものについては、参集範囲が重なることもあるため宮城県との共催とし、より広範、かつ、効果的な情報発信に努める。

併せて全国レベルの情報交換共有及び職員の資質向上のための会議や研修会に

参加する。

- ① 宮城県国際交流推進連絡会議
- ② 宮城県内市町村国際交流協会連絡会議
- ③ 東北・北海道国際化協会連絡協議会
- ④ 地域国際化協会連絡協議会
- ⑤ その他、他団体と連携した会議等

(2) ダイレクトリ編集発行

県内の国際活動に携わる団体等の情報を収集、提供するため、団体等の概要を掲載した「みやぎの国際活動団体 DIRECTORY 2016」を編集し、Web上で公開する。

3 交流活動事業

(1) 国際交流民間団体支援

県民参加の国際交流・協力・多文化共生活動を推進するため、県内国際交流民間団体の活動を支援する。

- ① 国際交流事業等助成金の交付
県内の国際交流民間団体等が企画実施する各種の国際交流事業等に対して助成し、県民レベルでの国際交流を積極的に支援する。
- ② 国際交流団体の行催事の開催に対する協力
国際交流団体が実施する行催事に共催、後援等協力活動を行う。
- ③ 万国旗の整備と無償貸出
地方公共団体、国際交流団体等に貸し出すための万国旗を整備する。

(2) ホストファミリー登録・紹介事業

家族単位で気軽に国際交流が体験できる機会として、来日外国人をホームステイさせるためのホストファミリーを募集・登録し、外部団体からの依頼に応える。

(3) 市町村国際交流支援事業(みやぎのふるさとふれあい事業)

県内市町村の伝統文化行事・年中行事等に本県在住の外国人等に参加していただき、本県の伝統文化・生活文化を紹介するとともに、地域住民との交流を通じて地域の国際化を推進するため、「みやぎのふるさとふれあい事業」を実施する。

対象市町村：5市町村程度 参加外国人：各10人程度

4 国際協力事業

(1) 国際協力普及啓発事業

国際協力に対する理解のすそ野拡大をめざし、国際協力機構東北支部との共催により市民向け国際協力セミナーを開催する。

(2) 宮城県海外研修員日本語研修事業（宮城県委託事業）

宮城県が招聘する国際友好省県中国吉林省からの研修員を対象とした「専門研修前の日本語研修」を行うもの。

II 多文化共生推進事業

1 日本語学習環境整備事業

(1) 日本語講座運営事業

本県在住の外国人や帰国者等で、日本語の学習を必要とする方々を対象に日本語講座を開設する。今年度は、これまで任意受講としていた「ニューカマー生活適応支援講座」を授業の枠内に取り込むことで、生活者としての支援強化を図る。また、漢字クラスについては、担当講師陣が編纂し当協会が発行したオリジナルの教科書を活用して行うものとする。

(昼間の講座については、受講料単価を400円/2時間に統一することとし、東日本大震災被災者に対する受講料の減免は条件付きながら継続する。)

MI A日本語講座

- ・初級1、2 第1、2期(各60回)
- ・中級 第1、2期(各30回)
- ・漢字1、2 第1、2期(各18回)
- ・夜間初級1、2 第1、2期(各20回)

(2) 地域日本語教育支援事業

東日本大震災を経て地域日本語教室の果たす役割の重要性が再認識されたことを受け、担い手である日本語学習支援者にも教授法のみならずその自覚が求められることから、より一層の資質の向上を図ることにより、本県における日本語教育の水準を高めるとともに、教室運営の改善を目的として、仙台市内及び地方圏域での「学習支援者養成講座」や「日本語教室フォローアップ事業」、「日本語サポータービギナー研修会」等を実施する。

(3) MI A日本語サポーター登録・紹介事業

個人教授を望む外国人学習希望者からの要望に応えるためのサポーター登録を行い、適宜マッチングを行う。

(4) 日本語教材整備事業

多様な日本語教育教材を整備し、本県における日本語教育の環境向上を図ることで、他のライブラリー施設との差別化を図る。

2 多言語情報・人材整備事業

(1) 多言語生活ガイドブック編集発行事業

本県での生活を始めようとする外国人を対象とした総合生活ガイドブックのうち、韓国語改訂版、ポルトガル語改訂版をそれぞれ編集し、Web上で公開する。

(2) 多言語情報紙編集発行事業

(1)の「多言語生活ガイドブック」ではカバーしにくい迅速性と詳細性をもたせた隔月発行の生活情報紙「MI A多言語かわら版」を日・英・中・韓・葡の5言語併記で編集し、Web上で公開する。

(3) 外国人支援通訳サポーター整備事業

在住外国人が本県で生活を送る上で、日本語ができないことによる不利益が生じ

ることのないよう保健・医療機関或いは消防を含めた行政機関等からの要請に基づき随時通訳サポーターを派遣または紹介する。

また、新規登録および既登録者の資質向上を図ることを目的とした研修会を適宜実施する。必要に応じて、仙台市以外での出前型研修も実施する。

なお、保健・医療通訳サポーターについては、全国的にも医療機関側の理解が未だに低いことが大きな課題になっており、初回に限り費用免除することで活用実績を上げる態勢をとってきたが、僅かながらその成果も見え始めてきたことから、引き続きこの運用を継続し理解ある医療機関側の裾野の拡大を目指すこととする。

(4) 災害時における通訳ボランティア整備事業（宮城県委託事業）

東日本大震災の教訓と知見を踏まえ、更なる研修内容の充実を図る。

3 多言語相談対応事業

(1) 相談コーナー事業

本県在住の外国人、留学生の生活相談及び県民の国際活動に関する相談に対応するため、語学堪能な職員を配置し相談に対応する。

なお、本事業の実施に当たっては、県からの受託事業である「みやぎ外国人相談センター設置事業」（中・韓・葡・比・越母語話者を相談員とする）と補完し合う形で効果的に運営する。

(2) 「みやぎ外国人相談センター」設置事業（宮城県委託事業）

中国、韓国、フィリピン、ブラジル、ベトナムの各国相談員を配置し、英語・中国語・韓国語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語による相談に応じる。また、これまでの宮城県行政書士会に加え、仙台弁護士会からも公式なバックアップを得られることになり、より適切・確実な相談体制の構築を図る。

4 教育支援事業

(1) 外国籍児童生徒支援事業

日本語指導が必要とされる外国籍児童生徒を対象に「外国籍の子どもサポーターの育成及び派遣事業」「外国籍の子どもサポートセンターの設置事業」を実施することで、これまで情報や支援の手から孤立しがちだった地域点在型の児童生徒についても公平に支援できる体制を整える。また、進路ガイダンスや登録サポーターのスキルアップ研修については、同じ目的を掲げる他団体との協働により、効果的かつ効率的な運営に努める。

(2) 私費留学生緊急支援貸付事業

県内の大学等に在籍する私費留学生を対象として、緊急時の無利子貸付を行う。ただし、留学生30万人計画の影響で、短期滞在型の留学生が増加していることからここ数年利用件数が減っており、原資を削減することとした。

5 定住外国人社会参画支援事業

(1) ニューカマー生活適応支援事業

定住外国人を対象として、保健・医療、防災、交通安全、メンタルヘルス等生活に直結する正しい知識を得るための講座を実施することで、生活者としての自助の

力を高められるよう支援するものである。実施に当たっては各専門機関と連携を図ることで、それらの機関における「多文化共生意識」を涵養する。主催する日本語講座での実施のみならず蓄積したノウハウをもって県内各地の日本語教室を中心とした地域開催も積極的に行う。

(2) みやぎエンパワメント・カレッジ・フォローアップ事業

平成 22 年度実施の「みやぎ外国籍県民大学」、平成 25 年度実施の「宮城・山形定住外国人エンパワメント・カレッジ」に参加した定住外国人(13 か国延べ 70 名)を対象としたフォローアップ研修事業を実施する。主として仙台弁護士会国際交流委員会との定期的合同法律勉強会を通して自身の研鑽はもとより同じ立場の人たちによる相互支援力を高めることを目的とする。

(3) 「定住外国人とともに学ぶ実践介護塾」事業 (CLAIR 平成 27 年度多文化共生のまちづくり促進事業採択事業)

本県に在住する外国人の約 4 割は永住型で、かつその多くが国際結婚移住女性であり世代的にも家族の介護を担う立場となりつつある。また、日本を終の棲家とする外国人にとっても自身の介護問題は大きな不安であり、同時に我が国にとっても初めて直面する大きな課題ともなることから「我が国の公的介護制度」、「地域の介護施設見学」、「外国人の認知症と介護の特性」、「介護技術の基本」などをテーマに多面的、実践的に学ぶ機会を創出する。

また、各回のプログラム講師には、県内で既に医師や介護士として活躍する外国人を多く登用することで、参加する外国人の社会参画意欲の涵養を図るものとする。

III 海外移住事業

(1) 海外県人会助成事業

在外宮城県人の親睦と福祉の向上を図るために組織されている県人会(ブラジル、アマゾン、ペルー、パラグアイ、アルゼンチン、メキシコ、南カリフォルニア、ハワイ)の健全な運営に資するため助成を行う。

(2) 海外移住者支援事業

海外移住物故者の慰霊祭を行うとともに、海外県人会との連絡や交流を行う。